

## ○名古屋大学共同研究規程

### (目的)

第1条 この規程は、名古屋大学(以下「本学」という。)の知的創造活動の成果を社会に還元するため、本学以外の者と共同して行う研究(以下「共同研究」という。)に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において「知的財産権」とは、名古屋大学職務発明規程(平成16年度規程第95号。以下「職務発明規程」という。)第2条第4号に規定する権利、名古屋大学プログラム・データベース・回路配置・ノウハウ取扱規程(平成16年度規程第96号)第2条第1項から第3項までに規定する権利並びにそれらの外国における各権利に相当する権利並びにその他一切の知的財産権をいう。

2 この規程において、「通常実施権等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 特許法(昭和34年法律第121号)、実用新案法(昭和34年法律第123号)及び意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する通常実施権並びに商標法(昭和34年法律第127号)に規定する通常使用権
- 二 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する通常利用権
- 三 種苗法(平成10年法律第83号)に規定する通常利用権
- 四 職務発明規程第2条第3号ロに規定する権利の対象となるものについて、非独占的に実施をする権利
- 五 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等の著作物」という。)に係る著作権について実施をする権利
- 六 第14条第3項に規定する権利に係るノウハウについて実施をする権利
- 七 外国における前各号の各権利に相当する権利

3 この規程において「独占的实施権等」とは、通常実施権等のうち、当該権利を許諾する者は、第三者に実施許諾ができず当該権利を許諾された者が独占的に実施できる権利をいう。

4 この規程において、「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 特許法、実用新案法及び意匠法に規定する専用実施権並びに商標法に規定する専用使用権
- 二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権
- 三 種苗法に規定する専用利用権
- 四 職務発明規程第2条第3号ロに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利
- 五 プログラム等の著作物に係る著作権について独占的に実施をする権利
- 六 第14条第3項に規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利
- 七 外国における前各号の各権利に相当する権利

5 この規程において、「技術移転機関」とは、本学が指定する機関であって、本学が所有する知的財産権について、本学以外の者に実施の許諾又は譲渡を行うが自らは実施しない機関をいう。

6 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 部局 事務局、運営支援組織、学部、研究科、教養教育院、アジアサテライトキャンパス学院、高等研究院、トランスフォーマティブ生命分子研究所、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、学内共同教育研究施設等、情報基盤センター、総合保健体育科学センター、未来社会創造機構、素粒子宇宙起源研究機構及び監査室をいう。
- 二 共同研究者 本学にとって共同研究の相手方となる者をいう。
- 三 研究代表者 本学の共同研究組織を代表し、研究計画の取りまとめを行うとともに、研究の推進に関し責任を持つ者をいう。
- 四 研究担当者 本学又は共同研究者に属し、共同研究に従事する者をいう。
- 五 研究協力者 本学又は共同研究者が、研究担当者以外の者の参加又は協力を得る必要があると認め、相手方の同意を得て研究に参加又は協力する者をいう。

### (共同研究の実施基準)

第3条 本学において、共同研究を実施する場合は、次の各号に掲げる基準を満たしていることを確認し、行うものとする。

- 一 共同研究が、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第22条第1項第3号に定める業務に該当すること。
- 二 共同研究を実施することが、本学の研究教育にとって合理的かつ効果的であること。
- 三 共同研究を実施することにより、本学の他の業務に重大な影響を及ぼすおそれがないこと。

### (受入れの申請)

第4条 共同研究を実施する場合には、当該共同研究の研究代表者の所属する部局の長(素粒子宇宙起源研究機構にあつ

ては基礎理論研究センター長をいう。以下「部局長」という。)は、共同研究者に対し、あらかじめ研究代表者と協議して作成した所定の共同研究申請書を提出させるものとする。

(受入れの決定)

第5条 部局長は、共同研究者から前条の共同研究申請書の提出があった場合は、教授会若しくはそれに代わる機関又は教授会等が認める審査機関(以下「教授会等」という。)の審査を経たうえ、支障がないと認められるときは、受入れの決定を行うものとする。

2 前項の場合において、2以上の部局にわたって行われる共同研究の受入れの決定は、研究代表者の所属する部局長が行うものとする。この場合において、受入れの決定を行う部局長は、あらかじめ関係部局長と協議するものとする。

(受入れ決定の通知等)

第6条 部局長は、共同研究の受入れを決定したときは、所定の受入決定報告書を総長に提出するとともに、契約担当役(分任契約担当役を含む。以下同じ。)及び共同研究者に対し決定の内容を通知するものとする。

2 総長は、前項の規定により報告を受けたときは、経営協議会に報告するものとする。

(共同研究契約の締結)

第7条 契約担当役は、共同研究の実施に当たり、共同研究者との間で共同研究に関する契約(以下「共同研究契約」という。)を締結するものとする。

2 契約担当役は、前項の共同研究契約の締結に当たり、知的財産権の取扱いについて、あらかじめ本学の学術研究・産学官連携推進本部知財・技術移転グループリーダーと協議できるものとする。

(契約書)

第8条 前条により共同研究契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成するものとする。

- 一 共同研究の題目
- 二 共同研究の目的及び内容
- 三 共同研究の分担に関すること。
- 四 共同研究の実施場所
- 五 共同研究の実施期間
- 六 共同研究に要する費用の分担に関すること。
- 七 研究資金の本学への納入に関すること。
- 八 共同研究によって取得した設備の権利の帰属に関すること。
- 九 施設等の使用及び利用に関すること。
- 十 秘密の保持に関すること。
- 十一 研究成果の取扱いに関すること。
- 十二 研究成果の帰属に関すること。
- 十三 特許等の出願及び実施に関すること。
- 十四 契約の変更及び解除に関すること。
- 十五 前各号に掲げるもののほか、共同研究に関して必要な事項

(研究担当者等の派遣)

第9条 部局長は、共同研究者の指定する研究担当者及び研究協力者を受け入れることができる。

2 部局長は、共同研究者の同意を得て、共同研究者の施設に本学の研究担当者及び研究協力者を派遣することができる。

3 前項の場合において、本学の研究担当者及び研究協力者が共同研究者の施設において研究を行う場合は、業務としてその用務に従事するための所定の手続きをとるものとする。

(研究料)

第10条 前条第1項の規定により本学が受け入れる研究担当者(以下「共同研究員」という。)の研究料の額は、名古屋大学会計規程(平成16年度規程第84号)第3条に規定する会計年度内において受け入れる者1人につき、共同研究の実施期間が6か月を超える場合は432,000円とし、6か月以内の場合は216,000円とする。

2 研究料は、共同研究契約を締結した後に直ちに徴収するものとする。ただし、共同研究の期間が会計年度を超える場合は、年度毎に徴収することができる。この場合における研究料は、年度開始後に当該年度分を直ちに徴収するものとする。

3 既納の研究料は、これを返還しない。

(経費の負担)

第11条 本学は、施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負

担するものとする。

2 共同研究者に対しては、次に掲げる経費等を負担させるものとする。

一 本学の施設において実施する共同研究については、共同研究遂行のために特に必要となる謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費、光熱水料その他の直接的な経費(以下「直接経費」という。)及び共同研究の遂行に関連して直接経費以外に必要な経費(以下「産学連携推進経費」という。)

二 本学及び共同研究者がそれぞれの施設において分担して実施する共同研究については、直接経費に加え、共同研究者の施設において必要とする経費等

3 前項第1号による産学連携推進経費は、直接経費の10%とする。

(設備等の取扱い)

第12条 本学において、共同研究で新たに取得した設備等は、本学に帰属するものとする。

2 共同研究者において、共同研究で新たに取得した設備等は、共同研究者に帰属するものとする。

3 本学は、前2項によるもののほか、本学で行う共同研究の遂行上必要な場合には、共同研究者から、その所有に係る設備等を受け入れることができる。

(知的財産権の帰属)

第13条 共同研究により発生した発明等に係る知的財産権(以下「本知的財産権」という。)は、本学と共同研究者双方の貢献度を踏まえて、双方が所有するものとする。ただし、共同研究に関連した本学又は共同研究者の単独による発明等は、それぞれの単独所有とする。

(出願等)

第14条 本学の単独所有となる本知的財産権に係る出願又は申請を行うときは、あらかじめ共同研究者の確認を得るものとする。この場合において共同研究者に対しても同様の義務を課すよう措置するものとする。

2 共有する本知的財産権に係る出願又は申請を行うときは、双方の持分等を定めた共同出願等契約を締結するものとする。ただし、本学が共同研究者から本知的財産権を承継した場合は、本学が単独で出願又は申請を行うものとする。

3 共有する本知的財産権のうちノウハウに該当するものについては、共同研究者と協議のうえ、速やかにノウハウとして指定するものとする。

(独占的实施権等の付与等)

第15条 共同研究者又は共同研究者が指定する者が、本知的財産権に係る独占的实施権等の付与を希望する場合には、一定の期間、その権利を付与することができるものとする。

2 前項により本知的財産権に係る独占的实施権等を付与された者から、その付与の延長を求められたときは、その者と協議のうえ、必要な期間を延長することができる。

(第三者に対する実施の許諾等)

第16条 第三者(技術移転機関を除く。)に対して共有する本知的財産権の本学の持分を譲渡し、それを目的として質権を設定しようとする場合、又は専用実施権等を設定し、若しくは通常実施権等を許諾しようとする場合は、その旨について事前に共同研究者の同意を得るものとする。なお、この場合において共同研究者に対しても同様の義務を課すよう措置するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により独占的实施権等を付与している本知的財産権について、共同研究者又は共同研究者が指定する者以外には実施の許諾を行わない。

(技術移転機関の利用)

第17条 本学が、本知的財産権の実施又は譲渡を行うときは、技術移転機関を利用することができるものとする。また、その利用に際し、技術移転機関に対して、共有している本知的財産権の専用実施権等を設定すること、又は通常実施権等を許諾すること、若しくは本学の持分の全部又は一部を譲渡することができるものとする。

2 本学は、本知的財産権のうち本学が所有する持分を技術移転機関に譲渡する場合は、当該技術移転機関が、共同研究契約に定める本学の本知的財産権に係る権利者としての権利及び義務を本学に代わり履行するよう措置するものとする。

(実施契約)

第18条 本知的財産権が実施される場合は、別に定めがない限り、本学への実施料等の支払を定めた実施契約を締結する。

(知的財産権の放棄)

第19条 共有する本知的財産権を放棄しようとする場合は、あらかじめ共同研究者と協議するものとする。なお、この場合において共同研究者に対しても同様の義務を課すよう措置するものとする。

(研究成果の公表)

第 20 条 共同研究によって得られた研究成果は、当該共同研究において知り得た情報の取扱いを共同研究者と協議したうえで、発表又は公開することができるものとする。また、共同研究者に対しても、当該共同研究において知り得た情報の取扱いを本学と協議したうえでなければ、発表又は公開できないよう措置するものとする。

(実施報告)

第 21 条 研究代表者は、共同研究が完了したときは、共同研究契約に定める実施報告書を、共同研究者と協力して作成し、部局長に提出しなければならない。

2 部局長は、前項の報告を受けたときは、総長に報告するものとする。

(研究の中止又は期間の延長)

第 22 条 研究代表者は、天災その他研究遂行上やむを得ない理由により、共同研究を中止し、又はその期間を延長する必要が生じたときは、遅滞なく部局長に申し出なければならない。

2 部局長は、前項の申出に基づき、共同研究者と協議のうえ、共同研究の中止又はその期間の延長を認めたときは、第 5 条の規定に準じた手続きを経た後、その決定について総長及び契約担当役に通知するものとする。

3 前項の規定により研究期間の延長の通知を受けた契約担当役は、共同研究者との間で変更契約を締結するものとする。

(研究の完了又は中止等に伴う直接経費等の取扱い)

第 23 条 共同研究を完了し、又は前条の規定により共同研究を中止する場合において、第 11 条に規定する直接経費の額に不用が生じた場合は、共同研究者の請求に基づき返還するものとする。この場合において、既納の産学連携推進経費から当該研究で使用した直接経費に応じた産学連携推進経費を控除した残額の産学連携推進経費についても返還するものとする。

2 前条の規定により共同研究の期間を延長することにより直接経費に不足が生じるおそれがある場合において、部局長は共同研究者と協議のうえ、不足する直接経費及び産学連携推進経費を負担させるかどうかを決定するものとする。ただし、研究料に不足が生じる場合は、当該不足額を共同研究者から徴収するものとする。

(契約の解除等)

第 24 条 共同研究者が研究料、直接経費及び産学連携推進経費を所定の支払期限までに支払わないときは、共同研究契約を解除できるものとする。

2 本学又は共同研究者は、相手方が共同研究契約に違反したときは、契約を解除することができるものとする。

(研究担当者等の責務)

第 25 条 本学に受け入れる共同研究者の指定する研究担当者及び研究協力者は、研究代表者の指示及び本学の諸規程を遵守しなければならない。

(適用除外)

第 26 条 共同研究のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を共同研究者に対して適用しないことができる。

- 一 国、政府関係機関又は地方公共団体との共同研究である場合
- 二 その他、特別な事情があると総長が認めた場合

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 国立大学法人名古屋大学の成立の際、現に国立学校設置法(昭和 24 年法律第 150 号)第 2 章に規定する名古屋大学で実施していた共同研究契約における権利及び義務については、国立大学法人法附則第 9 条第 1 項の規定に基づき、国立大学法人名古屋大学が承継する。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日規程第 353 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 28 日規程第 43 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 29 日規程第 148 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 4 月 18 日規程第 4 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 18 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 21 年 3 月 30 日規程第 92 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 11 月 25 日規程第 27 号)

この規程は、平成 22 年 11 月 25 日から施行し、平成 22 年 11 月 16 日から適用する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日通則第 3 号)

この通則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 27 日規程第 67 号)

この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 18 日規程第 85 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日規程第 125 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 7 月 30 日規程第 17 号)

この規程は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 30 日規程第 68 号)

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。